

# 平成 27 年 国 勢 調 査

## 従業地・通学地による人口・就業状態等集計結果

### 結果の概要

#### 目 次

##### 結果の解説

I 年齢別人口(人口等基本集計で公表済み) . . . . .	5
II 従業地・通学地別人口 . . . . .	7
III 昼夜間人口比率 . . . . .	10

##### 参考

平成 27 年国勢調査の概要 . . . . .	22
平成 27 年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧 . . . . .	24

#### 結果の要点

##### ○従業地・通学地別人口

埼玉県，奈良県，千葉県及び神奈川県は，「他県」に通勤又は通学している者が人口の 1 割を上回っている

##### ○昼夜間人口比率

都道府県別にみると，東京都が117.8と最も高く，埼玉県が88.9と最も低い

市区町村別にみると，東京都千代田区が1460.6と最も高く，宮城県七ヶ浜町しちがはままちが68.6と最も低い

平成 29 年 6 月 28 日



総 務 省 統 計 局

## 従業地・通学地による人口・就業状態等集計とは

当該集計は、全ての調査票を用いて、従業地・通学地による人口の構成や現在住んでいる市区町村と従業地・通学地の市区町村との関係などを集計した結果である。この結果によって、昼間人口や昼夜間人口比率などを把握することができる。

これらについての詳細な結果は、下記URLの「統計表一覧」を参照のこと。

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/kekka.htm>

## 用語の解説

### 従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が従業している又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分している。なお、運転者などのように戸外で仕事をしている者については、所属している事業所のある市区町村を従業地としている。

区分	内容
自市区町村	従業地・通学地が現在住んでいる市区町村と同一の市区町村の者
自宅	従業地が自宅（自分の居住する家又は家に附属した店・作業場など）の者
自宅外	従業地・通学地が「自宅」以外の者
他市区町村	従業地・通学地が現在住んでいる市区町村以外の者
県内	政令指定都市に住んでいる者のうち、従業地・通学地が同じ市内の他区の者 東京都特別区部内に住んでいる者のうち、従業地・通学地が他区の者
県内他市区町村	従業地・通学地が同じ都道府県内の他市区町村の者
他県	従業地・通学地が他の都道府県の者
従業・通学市区町村「不詳・外国」	従業地・通学地が現在住んでいる市区町村以外であるが、市区町村名が不明の者又は従業地が外国の者
従業地・通学地「不詳」	従業地・通学地が不明の者

### 夜間人口（常住地による人口）

調査時（平成27年10月1日）に調査の地域に常住している者をいう。

### 昼間人口（従業地・通学地による人口）

当該集計の結果を用いて、次の式により算出された者をいう。

なお、夜間勤務及び夜間通学の者も便宜昼間人口に含めているが、買い物客や観光客などは含めていない。

[例：A市の昼間人口の算出方法]

A市の昼間人口＝A市の夜間人口－A市からの流出人口<sup>注1)</sup>＋A市への流入人口<sup>注2)</sup>

注1) A市からA市以外への通勤・通学者数

注2) A市以外からA市への通勤・通学者数

### 昼夜間人口比率

次の式により算出され、100を上回っているときは昼間人口が夜間人口を上回ることを示し、100を下回っているときは昼間人口が夜間人口を下回ることを示している。

[例：A市の昼夜間人口比率の算出方法]

A市の昼夜間人口比率＝（A市の昼間人口／A市の夜間人口）×100

### その他の用語

その他の用語は、『平成27年国勢調査 調査結果の利用案内－ユーザーズガイドー』を参照のこと。<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/users-g.htm>

# 結果の解説

## 数値の見方

- ・ 本文及び図表の数値は、その表章単位に合わせて公表数値を四捨五入しているため、合計と内訳の計は必ずしも一致しない。  
ただし、増減数、昼夜間人口比率は公表数値から算出している。
- ・ 割合は、特に注記のない限り、分母から不詳を除いて算出している。  
なお、「県内」及び「他県」の割合は、「他市区町村」に占める割合（従業・通学市区町村「不詳・外国」又は従業市区町村「不詳・外国」を除いて算出）に、総数に占める「他市区町村」の割合（従業地・通学地「不詳」又は従業地「不詳」を除いて算出）を乗じて算出している。



# I 年齢別人口

15歳未満人口は東京都及び沖縄県の2都県で増加，45道府県で減少  
 15～64歳人口は全ての都道府県で減少，65歳以上人口は全ての都道府県で増加

総人口を年齢3区分別にみると，15歳未満人口は1588万6810人，15～64歳人口は7628万8736人，65歳以上人口は3346万5441人となっている。

平成22年と比べると，15歳未満人口は91万6634人減，15～64歳人口は474万3064人減，65歳以上人口は421万9756人増となっている。

都道府県別にみると，15歳未満人口は東京都（4万759人増）及び沖縄県（893人増）の2都県のみ増加となっており，15～64歳人口は全ての都道府県で減少，65歳以上人口は全ての都道府県で増加となっている。

（図I-1，表I-1）

図I-1 年齢（3区分）別人口増減数—都道府県（平成22年～27年）

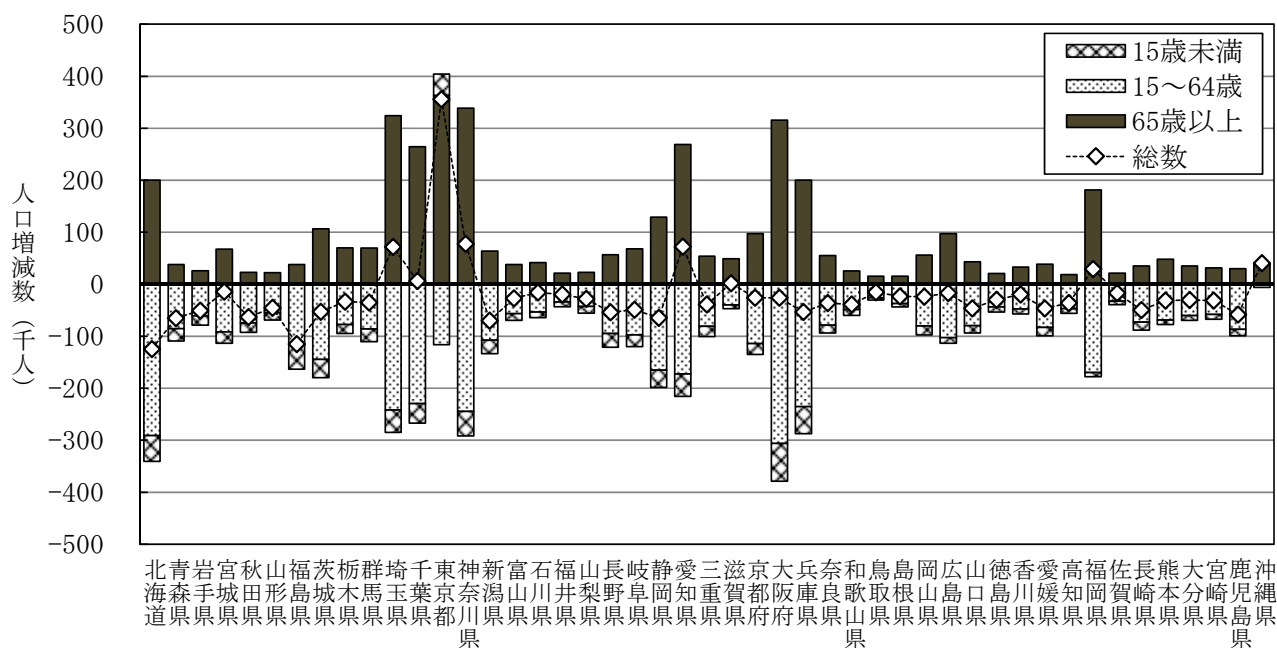


表 I - 1 年齢（3区分）別人口—都道府県（平成22年，27年）

都道府県	実数（千人）								増減数（千人）			
	平成27年				22年				22年～27年			
	総数 1)	15歳 未満	15～64 歳	65歳 以上	総数 1)	15歳 未満	15～64 歳	65歳 以上	総数 1)	15歳 未満	15～64 歳	65歳 以上
全 国	127,095	15,887	76,289	33,465	128,057	16,803	81,032	29,246	-963	-917	-4,743	4,220
北海道	5,382	608	3,191	1,558	5,506	657	3,482	1,358	-125	-49	-291	200
青森県	1,308	148	758	391	1,373	172	844	353	-65	-24	-86	38
岩手県	1,280	151	735	387	1,330	169	796	360	-51	-18	-61	26
宮城県	2,334	286	1,410	588	2,348	308	1,502	521	-14	-22	-91	67
秋田県	1,023	106	565	343	1,086	124	640	320	-63	-18	-74	23
山形県	1,124	136	639	344	1,169	150	694	322	-45	-14	-55	23
福島県	1,914	229	1,120	542	2,029	276	1,236	504	-115	-47	-116	38
茨城県	2,917	364	1,747	772	2,970	400	1,892	665	-53	-35	-144	107
栃木県	1,974	253	1,204	508	2,008	270	1,281	438	-33	-17	-78	70
群馬県	1,973	251	1,166	540	2,008	275	1,252	471	-35	-24	-86	70
埼玉県	7,267	911	4,507	1,789	7,195	954	4,749	1,465	72	-43	-242	324
千葉県	6,223	762	3,780	1,584	6,216	800	4,009	1,320	6	-38	-229	264
東京都	13,515	1,518	8,734	3,006	13,159	1,477	8,850	2,642	356	41	-116	363
神奈川県	9,126	1,141	5,744	2,158	9,048	1,188	5,989	1,820	78	-47	-244	339
新潟県	2,304	276	1,333	685	2,374	302	1,441	621	-70	-26	-108	64
山梨県	1,066	129	606	323	1,093	142	662	285	-27	-13	-57	38
富山県	1,154	148	673	317	1,170	159	726	275	-16	-11	-53	42
福井県	787	103	451	222	806	112	485	201	-20	-9	-34	21
山梨県	835	102	489	235	863	115	531	212	-28	-13	-43	23
長野県	2,099	270	1,187	626	2,152	296	1,282	569	-54	-26	-95	57
岐阜県	2,032	267	1,185	568	2,081	290	1,283	499	-49	-23	-97	68
静岡県	3,700	478	2,175	1,021	3,765	512	2,340	892	-65	-33	-165	129
愛知県	7,483	1,023	4,619	1,761	7,411	1,065	4,791	1,492	72	-43	-173	269
三重県	1,816	234	1,062	501	1,855	253	1,142	447	-39	-20	-81	54
滋賀県	1,413	203	858	338	1,411	211	898	289	2	-7	-40	49
京都府	2,610	314	1,540	703	2,636	334	1,654	606	-26	-21	-114	98
大阪府	8,839	1,093	5,342	2,278	8,865	1,165	5,648	1,963	-26	-72	-306	316
兵庫県	5,535	707	3,280	1,482	5,588	759	3,515	1,281	-53	-52	-235	200
奈良県	1,364	169	797	389	1,401	184	875	334	-36	-15	-79	55
和歌山県	964	116	546	296	1,002	128	595	271	-39	-12	-48	25
鳥取県	573	74	326	169	589	78	352	154	-15	-4	-26	15
島根県	694	86	377	223	717	92	414	207	-23	-6	-37	15
岡山県	1,922	248	1,098	541	1,945	265	1,178	485	-24	-17	-80	56
広島県	2,844	376	1,663	774	2,861	387	1,765	677	-17	-11	-103	98
山口県	1,405	170	778	448	1,451	184	858	405	-47	-14	-80	43
徳島県	756	87	428	231	785	97	472	210	-30	-10	-44	21
香川県	976	122	548	286	996	132	595	253	-20	-9	-48	33
愛媛県	1,385	169	776	417	1,431	185	859	379	-46	-16	-83	39
高知県	728	84	401	237	764	93	448	218	-36	-9	-47	19
福岡県	5,102	676	3,058	1,305	5,072	684	3,228	1,123	30	-8	-170	181
佐賀県	833	116	483	229	850	123	515	208	-17	-7	-32	21
長崎県	1,377	178	785	405	1,427	193	857	369	-50	-16	-73	35
熊本県	1,786	241	1,024	511	1,817	250	1,093	463	-31	-8	-69	48
大分県	1,166	146	657	352	1,197	156	717	317	-30	-9	-60	35
宮崎県	1,104	150	623	323	1,135	159	681	291	-31	-9	-58	32
鹿児島県	1,648	221	930	480	1,706	233	1,016	450	-58	-13	-86	30
沖縄県	1,434	247	892	278	1,393	246	898	241	41	1	-6	38

1) 年齢「不詳」を含む。

## Ⅱ 従業地・通学地別人口

### 1 従業地・通学地別人口

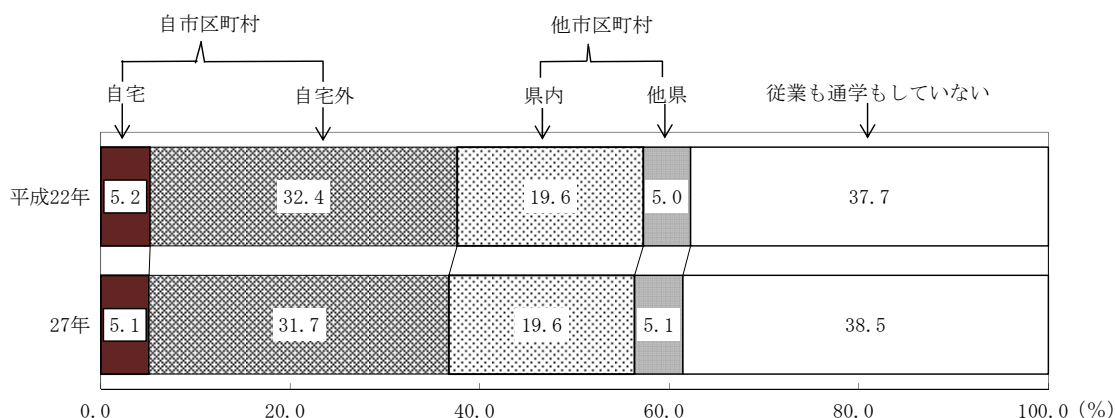
「従業も通学もしていない」者の割合が最も高い

総人口に占める従業地・通学地別人口の割合をみると、「自市区町村」が36.8%、「他市区町村」が24.7%、「従業も通学もしていない」が38.5%となっている。

平成22年と比べると、「自市区町村」が0.9ポイントの低下、「他市区町村」が0.1ポイントの上昇となり、従業又は通学をする者の割合は低下となっている。一方、「従業も通学もしていない」は0.8ポイントの上昇となり、その割合は最も高くなっている。

(図Ⅱ-1-1, 表Ⅱ-1-1)

図Ⅱ-1-1 従業地・通学地別人口の割合—全国(平成22年, 27年)



表Ⅱ-1-1 従業地・通学地別人口及び就業者数—全国(平成22年, 27年)

従業地・通学地	実数(千人)		割合(%)		ポイント差 22年 ~27年
	平成27年	22年	平成27年	22年	
常住人口(夜間人口)	127,095	128,057	100.0	100.0	0.0
従業も通学もしていない 1)	44,386	44,998	38.5	37.7	0.8
自市区町村	42,335	44,877	36.8	37.6	-0.9
自宅	5,883	6,224	5.1	5.2	-0.1
自宅外	36,453	38,653	31.7	32.4	-0.8
他市区町村 2)	28,432	29,345	24.7	24.6	0.1
県内	22,306	21,950	19.6	19.6	-0.1
他県	5,813	5,563	5.1	5.0	0.1
従業地・通学地「不詳」 3)	11,941	8,838	-	-	-
うち就業者	58,919	59,612	100.0	100.0	0.0
自市区町村	31,719	32,628	56.0	56.2	-0.2
自宅	5,883	6,224	10.4	10.7	-0.3
自宅外	25,836	26,404	45.6	45.4	0.2
他市区町村 4)	24,926	25,475	44.0	43.8	0.2
県内	19,608	19,200	35.0	35.0	-0.0
他県	5,033	4,832	9.0	8.8	0.2
従業地「不詳」	2,274	1,509	-	-	-

1) 労働力状態「完全失業者」, 「家事」及び「その他」

2) 実数は従業・通学市区町村「不詳・外国」を含む。

3) 労働力状態「不詳」及び年齢「不詳」を含む。

4) 実数は従業市区町村「不詳・外国」を含む。

注) 他市区町村の「県内」及び「他県」の割合は次式より算出している。

$$\frac{\text{県内(又は他県)}}{\text{他市区町村-従業(・通学)市区町村「不詳・外国」}} \times \text{他市区町村の割合}$$

## 2 都道府県別の従業地・通学地別人口

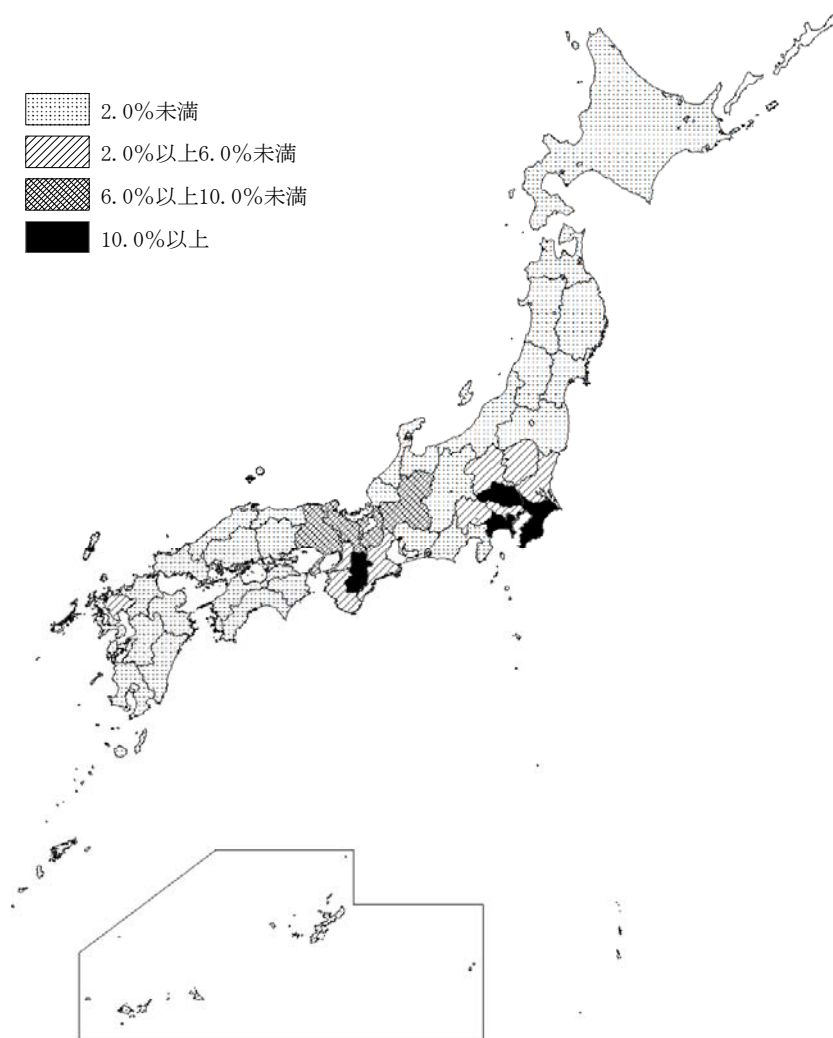
埼玉県、奈良県、千葉県及び神奈川県は、「他県」に通勤又は通学している者が人口の1割を上回っている

都道府県別人口に占める従業地・通学地別の割合について、「他市区町村」をみると、「他県」は埼玉県が16.5%と最も高く、次いで、奈良県が15.2%、千葉県が15.1%、神奈川県が14.4%となっており、4県が1割を上回っている。また、「県内」は東京都が32.2%と最も高く、次いで、大阪府が28.2%、愛知県が27.4%などとなっている。「他県」及び「県内」を合わせた「他市区町村」は、東京都が37.2%と最も高く、次いで、神奈川県が35.4%、埼玉県が34.4%などとなっている。

一方、「自市区町村」は島根県が54.4%と最も高く、次いで、宮崎県が52.0%、鹿児島県が51.3%などとなっている。

(図Ⅱ-2-1, 表Ⅱ-2-1)

図Ⅱ-2-1 都道府県別従業地・通学地が「他県」の割合—都道府県（平成27年）





表Ⅱ－２－１ 従業地・通学地別人口－都道府県（平成27年）

都道府県	実 数 (千 人)										割 合 (%)							
	総数	従業も通学もしていない 1)	自市区町村			他市区町村				従業地・通学地「不詳」 2)	総数	従業も通学もしていない 1)	自市区町村			他市区町村		
			自宅	自宅外	県内	他県	従業・通学市区町村「不詳・外国」	自宅	自宅外				県内	他県				
全 国	127,095	44,386	42,335	5,883	36,453	28,432	22,306	5,813	313	11,941	100.0	38.5	36.8	5.1	31.7	24.7	19.6	5.1
北海道	5,382	2,065	2,090	261	1,829	782	765	10	7	445	100.0	41.8	42.3	5.3	37.0	15.8	15.6	0.2
青森県	1,308	500	620	100	519	138	127	9	1	51	100.0	39.7	49.3	8.0	41.3	11.0	10.2	0.7
岩手県	1,280	470	619	91	529	158	142	15	1	32	100.0	37.7	49.7	7.3	42.4	12.7	11.5	1.2
宮城県	2,334	830	815	105	710	529	502	24	3	159	100.0	38.2	37.5	4.8	32.6	24.3	23.2	1.1
秋田県	1,023	408	490	72	418	90	84	6	1	35	100.0	41.3	49.6	7.3	42.2	9.1	8.6	0.6
山形県	1,124	411	513	89	424	170	159	10	1	29	100.0	37.6	46.9	8.1	38.7	15.6	14.6	0.9
福島県	1,914	690	876	118	758	235	210	21	3	113	100.0	38.3	48.7	6.6	42.1	13.0	11.8	1.2
茨城県	2,917	1,049	1,045	170	874	657	490	161	7	166	100.0	38.1	38.0	6.2	31.8	23.9	18.0	5.9
栃木県	1,974	694	801	120	681	363	282	78	4	116	100.0	37.3	43.1	6.5	36.6	19.5	15.3	4.2
群馬県	1,973	704	795	117	678	390	321	65	4	84	100.0	37.3	42.1	6.2	35.9	20.6	17.2	3.5
埼玉県	7,267	2,489	1,843	285	1,558	2,275	1,170	1,074	32	659	100.0	37.7	27.9	4.3	23.6	34.4	18.0	16.5
千葉県	6,223	2,133	1,643	245	1,398	1,819	963	833	23	628	100.0	38.1	29.4	4.4	25.0	32.5	17.4	15.1
東京都	13,515	3,830	2,641	487	2,154	3,829	3,270	501	57	3,216	100.0	37.2	25.6	4.7	20.9	37.2	32.2	4.9
神奈川県	9,126	3,014	2,134	281	1,854	2,822	1,660	1,131	30	1,157	100.0	37.8	26.8	3.5	23.3	35.4	21.1	14.4
新潟県	2,304	843	1,028	137	891	365	353	10	2	68	100.0	37.7	46.0	6.1	39.8	16.3	15.9	0.5
富山県	1,066	379	480	51	429	176	164	11	1	31	100.0	36.6	46.4	4.9	41.5	17.0	15.9	1.1
石川県	1,154	390	507	58	449	189	176	11	1	68	100.0	35.9	46.7	5.4	41.3	17.4	16.3	1.1
福井県	787	268	360	45	315	130	121	8	1	30	100.0	35.3	47.5	6.0	41.6	17.1	16.1	1.1
山梨県	835	288	313	64	249	191	171	18	1	42	100.0	36.4	39.5	8.1	31.4	24.1	21.8	2.3
長野県	2,099	732	970	161	809	336	318	16	2	62	100.0	35.9	47.6	7.9	39.7	16.5	15.7	0.8
岐阜県	2,032	718	787	116	670	456	323	130	3	71	100.0	36.6	40.1	5.9	34.2	23.3	16.6	6.7
静岡県	3,700	1,324	1,494	205	1,290	750	701	46	3	132	100.0	37.1	41.9	5.7	36.1	21.0	19.7	1.3
愛知県	7,483	2,472	2,455	322	2,133	1,992	1,879	97	16	565	100.0	35.7	35.5	4.6	30.8	28.8	27.4	1.4
三重県	1,816	649	753	85	669	316	247	65	4	98	100.0	37.8	43.8	4.9	38.9	18.4	14.5	3.8
滋賀県	1,413	486	514	57	457	333	235	96	3	79	100.0	36.5	38.5	4.3	34.2	25.0	17.7	7.2
京都府	2,610	898	759	126	633	651	485	159	7	302	100.0	38.9	32.9	5.5	27.4	28.2	21.2	7.0
大阪府	8,839	3,087	2,054	269	1,785	2,414	2,097	283	34	1,285	100.0	40.9	27.2	3.6	23.6	32.0	28.2	3.8
兵庫県	5,535	2,054	1,698	190	1,508	1,335	936	384	14	449	100.0	40.4	33.4	3.7	29.7	26.2	18.6	7.6
奈良県	1,364	541	360	58	302	391	193	194	4	73	100.0	41.9	27.8	4.5	23.4	30.3	15.1	15.2
和歌山県	964	376	398	70	329	147	109	37	1	42	100.0	40.8	43.2	7.5	35.7	16.0	11.9	4.0
鳥取県	573	208	270	36	233	73	62	10	1	23	100.0	37.7	49.0	6.6	42.5	13.2	11.4	1.8
島根県	694	254	364	43	321	51	41	9	1	25	100.0	38.0	54.4	6.4	48.0	7.6	6.1	1.4
岡山県	1,922	709	768	94	674	330	301	26	3	115	100.0	39.2	42.5	5.2	37.3	18.3	16.8	1.5
広島県	2,844	1,031	1,124	118	1,006	521	487	30	5	168	100.0	38.5	42.0	4.4	37.6	19.5	18.4	1.1
山口県	1,405	559	643	63	581	148	125	22	1	54	100.0	41.4	47.6	4.6	43.0	11.0	9.3	1.6
徳島県	756	296	292	53	239	126	117	8	2	41	100.0	41.4	40.9	7.4	33.5	17.7	16.6	1.1
香川県	976	363	406	52	354	148	136	10	1	59	100.0	39.6	44.3	5.7	38.6	16.1	15.0	1.1
愛媛県	1,385	541	661	85	575	110	100	9	1	73	100.0	41.2	50.4	6.5	43.9	8.4	7.7	0.7
高知県	728	273	303	50	253	86	82	4	1	66	100.0	41.2	45.8	7.6	38.2	13.0	12.4	0.6
福岡県	5,102	1,856	1,558	195	1,364	1,206	1,122	73	11	482	100.0	40.2	33.7	4.2	29.5	26.1	24.5	1.6
佐賀県	833	301	358	58	300	149	108	39	1	25	100.0	37.3	44.3	7.2	37.1	18.4	13.5	4.9
長崎県	1,377	542	664	79	585	127	113	12	2	44	100.0	40.6	49.8	5.9	43.9	9.5	8.6	0.9
熊本県	1,786	667	685	124	560	351	325	23	2	84	100.0	39.2	40.2	7.3	32.9	20.6	19.2	1.4
大分県	1,166	456	558	62	497	98	84	13	1	54	100.0	41.0	50.2	5.5	44.6	8.8	7.7	1.1
宮崎県	1,104	419	552	74	477	90	80	9	1	44	100.0	39.5	52.0	7.0	45.0	8.5	7.7	0.9
鹿児島県	1,648	641	811	98	713	129	116	11	1	67	100.0	40.6	51.3	6.2	45.1	8.2	7.4	0.7
沖縄県	1,434	480	464	42	422	261	253	3	5	229	100.0	39.8	38.5	3.5	35.0	21.7	21.4	0.2

1) 労働力状態「完全失業者」、「家事」及び「その他」

2) 労働力状態「不詳」及び年齢「不詳」を含む。

注) 他市区町村の「県内」及び「他県」の割合は次式より算出している。

$$\frac{\text{県内（又は他県）}}{\text{（他市区町村－従業・通学市区町村「不詳・外国」）}} \times \text{他市区町村の割合}$$

### Ⅲ 昼夜間人口比率

#### 1 都道府県別昼夜間人口比率

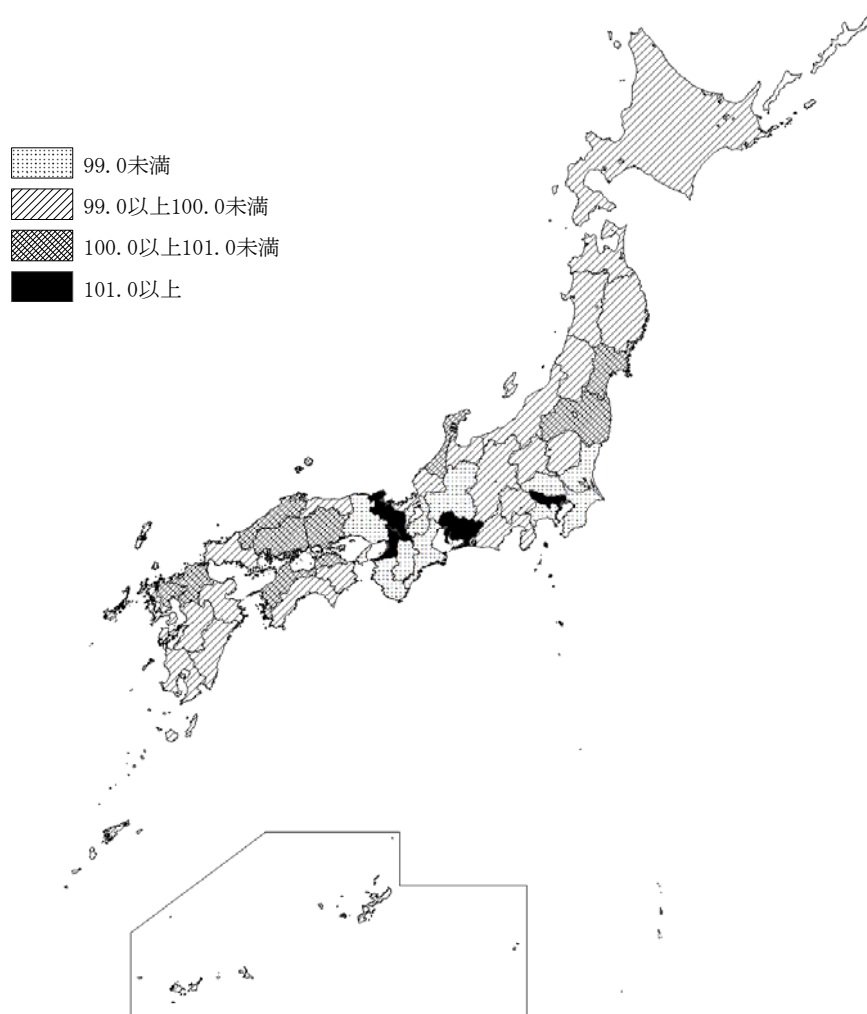
昼夜間人口比率は、東京都が117.8と最も高く、埼玉県が88.9と最も低い

昼間人口を都道府県別にみると、東京都が1592万405人と最も多く、次いで、大阪府が922万4306人、神奈川県が832万2926人、愛知県が758万6294人などとなっている。

また、昼夜間人口比率を都道府県別にみると、東京都が117.8と最も高く、次いで大阪府が104.4、京都府が101.8、愛知県が101.4などとなっており、14都府県で昼間人口が夜間人口を上回っている。一方、埼玉県が88.9と最も低く、次いで千葉県が89.7、奈良県が90.0、神奈川県が91.2などとなっている。

(図Ⅲ-1-1, 表Ⅲ-1-1)

図Ⅲ-1-1 昼夜間人口比率—都道府県 (平成27年)



表Ⅲ－１－１ 昼間人口、夜間人口及び昼夜間人口比率—都道府県（平成22年、27年）

都道府県	昼間人口（千人）		夜間人口（千人）		昼夜間人口比率			都道府県	昼間人口（千人）		夜間人口（千人）		昼夜間人口比率				
	平成27年	22年	平成27年	22年	平成27年	22年			平成27年	22年	平成27年	22年	平成27年	22年			
						順位	順位							順位	順位		
全 国	127,095	128,057	127,095	128,057	100.0	—	100.0	—									
北海道	5,379	5,504	5,382	5,506	99.9	17	100.0	19	京 都 府	2,656	2,668	2,610	2,636	101.8	3	101.2	4
青 森 県	1,306	1,374	1,308	1,373	99.8	24	100.0	13	大 阪 府	9,224	9,281	8,839	8,865	104.4	2	104.7	2
岩 手 県	1,277	1,326	1,280	1,330	99.8	28	99.7	32	兵 庫 県	5,294	5,348	5,535	5,588	95.7	43	95.7	43
宮 城 県	2,340	2,352	2,334	2,348	100.3	5	100.2	9	奈 良 県	1,228	1,260	1,364	1,401	90.0	45	89.9	45
秋 田 県	1,021	1,085	1,023	1,086	99.8	31	99.9	24	和 歌 山 県	946	983	964	1,002	98.2	39	98.1	39
山 形 県	1,120	1,167	1,124	1,169	99.7	32	99.8	28	鳥 取 県	573	589	573	589	99.9	23	100.0	18
福 島 県	1,918	2,021	1,914	2,029	100.2	10	99.6	33	島 根 県	695	718	694	717	100.1	12	100.0	16
茨 城 県	2,843	2,887	2,917	2,970	97.5	40	97.2	40	岡 山 県	1,922	1,943	1,922	1,945	100.0	13	99.9	21
栃 木 県	1,955	1,990	1,974	2,008	99.0	37	99.1	36	広 島 県	2,850	2,869	2,844	2,861	100.2	9	100.3	5
群 馬 県	1,970	2,005	1,973	2,008	99.8	25	99.9	27	山 口 県	1,399	1,444	1,405	1,451	99.6	34	99.5	35
埼 玉 県	6,456	6,373	7,267	7,195	88.9	47	88.6	47	徳 島 県	753	783	756	785	99.6	33	99.7	31
千 葉 県	5,582	5,560	6,223	6,216	89.7	46	89.5	46	香 川 県	979	998	976	996	100.2	7	100.2	8
東 京 都	15,920	15,576	13,515	13,159	117.8	1	118.4	1	愛 媛 県	1,385	1,433	1,385	1,431	100.0	14	100.1	10
神 奈 川 県	8,323	8,254	9,126	9,048	91.2	44	91.2	44	高 知 県	728	763	728	764	99.9	20	99.9	23
新 潟 県	2,302	2,375	2,304	2,374	99.9	21	100.0	17	福 岡 県	5,105	5,078	5,102	5,072	100.1	11	100.1	11
富 山 県	1,064	1,091	1,066	1,093	99.8	30	99.8	29	佐 賀 県	835	852	833	850	100.2	6	100.2	6
石 川 県	1,157	1,172	1,154	1,170	100.2	8	100.2	7	長 崎 県	1,374	1,423	1,377	1,427	99.8	27	99.8	30
福 井 県	787	807	787	806	100.0	15	100.1	12	熊 本 県	1,777	1,810	1,786	1,817	99.5	35	99.6	34
山 梨 県	828	855	835	863	99.2	36	99.0	37	大 分 県	1,166	1,197	1,166	1,197	99.9	18	100.0	15
長 野 県	2,094	2,149	2,099	2,152	99.8	29	99.9	25	宮 崎 県	1,103	1,136	1,104	1,135	99.9	19	100.0	14
岐 阜 県	1,953	1,998	2,032	2,081	96.1	42	96.0	42	鹿 児 島 県	1,646	1,704	1,648	1,706	99.9	22	99.9	22
静 岡 県	3,692	3,760	3,700	3,765	99.8	26	99.9	26	神 縄 県	1,433	1,392	1,434	1,393	100.0	16	100.0	20
愛 知 県	7,586	7,521	7,483	7,411	101.4	4	101.5	3									
三 重 県	1,785	1,820	1,816	1,855	98.3	38	98.1	38									
滋 賀 県	1,364	1,363	1,413	1,411	96.5	41	96.6	41									

## 2 政令指定都市及び東京都特別区部別昼夜間人口比率

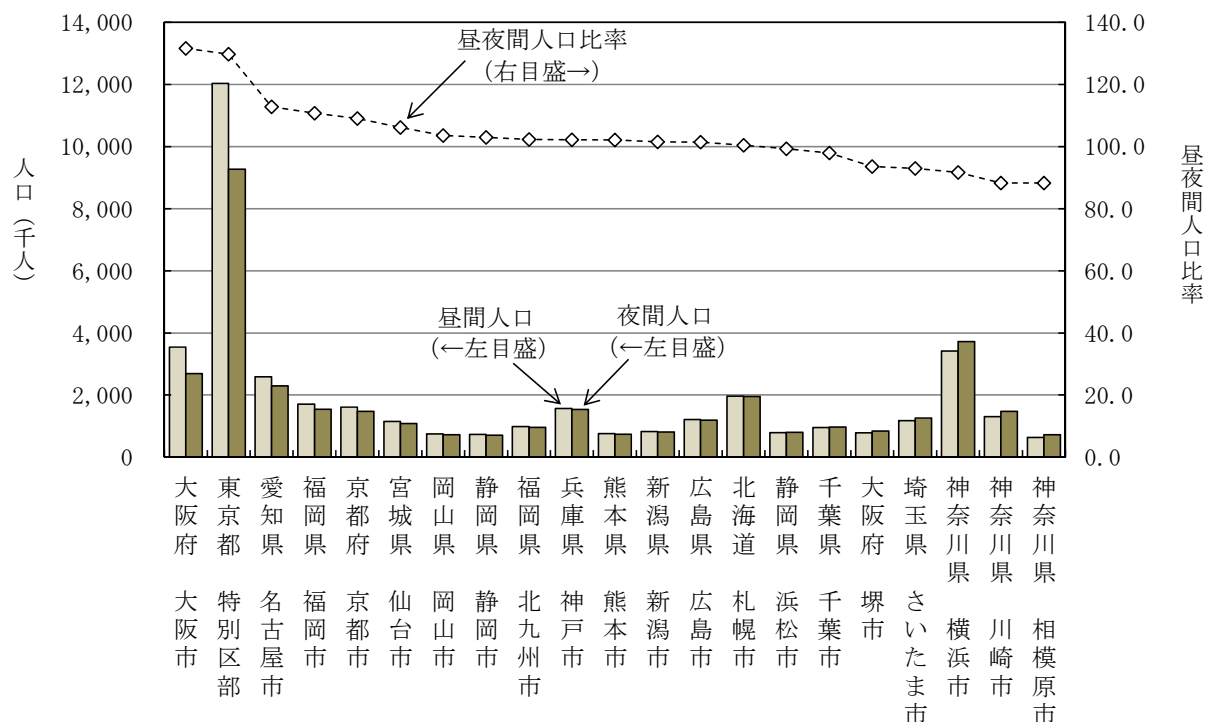
昼夜間人口比率は、大阪府大阪市が131.7と最も高い

昼間人口を政令指定都市及び東京都特別区部別にみると、東京都特別区部が1203万3592人と最も多く、次いで、大阪府大阪市が354万3449人、神奈川県横浜市が341万6060人などとなっている。

昼夜間人口比率をみると、大阪府大阪市が131.7と最も高く、次いで、東京都特別区部が129.8、愛知県名古屋市が112.8などとなっており、14市が100を上回っている。一方、神奈川県川崎市及び同県相模原市が88.3と最も低く、次いで、同県横浜市が91.7などとなっており、7市が100を下回っている。

（図Ⅲ－２－１，表Ⅲ－２－１）

図Ⅲ－２－１ 昼間人口、夜間人口及び昼夜間人口比率－政令指定都市及び東京都特別区部（平成27年）



表Ⅲ－２－１ 昼間人口、夜間人口及び昼夜間人口比率  
－政令指定都市及び東京都特別区部（平成22年、27年）

順位 <sup>1)</sup>	政令指定都市 ・ 東京都特別区部	昼間人口（千人）		夜間人口（千人）		昼夜間人口比率	
		平成27年	22年	平成27年	22年	平成27年	22年
1 (1)	大阪府 大阪市	3,543	3,539	2,691	2,665	131.7	132.8
2 (2)	東京都 特別区部	12,034	11,712	9,273	8,946	129.8	130.9
3 (3)	愛知県 名古屋市	2,590	2,569	2,296	2,264	112.8	113.5
4 (4)	福岡県 福岡市	1,704	1,638	1,539	1,464	110.8	111.9
5 (5)	京都府 京都市	1,608	1,599	1,475	1,474	109.0	108.5
6 (6)	宮城県 仙台市	1,148	1,122	1,082	1,046	106.1	107.3
7 (7)	岡山県 岡山市	745	739	719	710	103.6	104.2
8 (8)	静岡県 静岡市	726	740	705	716	103.0	103.3
9 (10)	福岡県 北九州市	984	1,004	961	977	102.3	102.7
10 (11)	兵庫県 神戸市	1,572	1,584	1,537	1,544	102.2	102.6
11 (9)	熊本県 熊本市	757	757	741	734	102.2	103.1
12 (13)	新潟県 新潟市	822	826	810	812	101.5	101.8
13 (12)	広島県 広島市	1,211	1,198	1,194	1,174	101.4	102.1
14 (14)	北海道 札幌市	1,960	1,926	1,952	1,914	100.4	100.6
15 (15)	静岡県 浜松市	793	799	798	801	99.3	99.7
16 (16)	千葉県 千葉市	952	938	972	962	97.9	97.5
17 (17)	大阪府 堺市	785	795	839	842	93.6	94.4
18 (18)	埼玉県 さいたま市	1,176	1,134	1,264	1,222	93.0	92.8
19 (19)	神奈川県 横浜市	3,416	3,375	3,725	3,689	91.7	91.5
20 (20)	神奈川県 川崎市	1,302	1,276	1,475	1,426	88.3	89.5
21 (21)	神奈川県 相模原市	636	630	721	718	88.3	87.9

1) 平成27年の昼夜間人口比率による。なお、（ ）は、平成22年の昼夜間人口比率による。  
注) 熊本県熊本市は、平成24年4月1日に政令指定都市へ移行

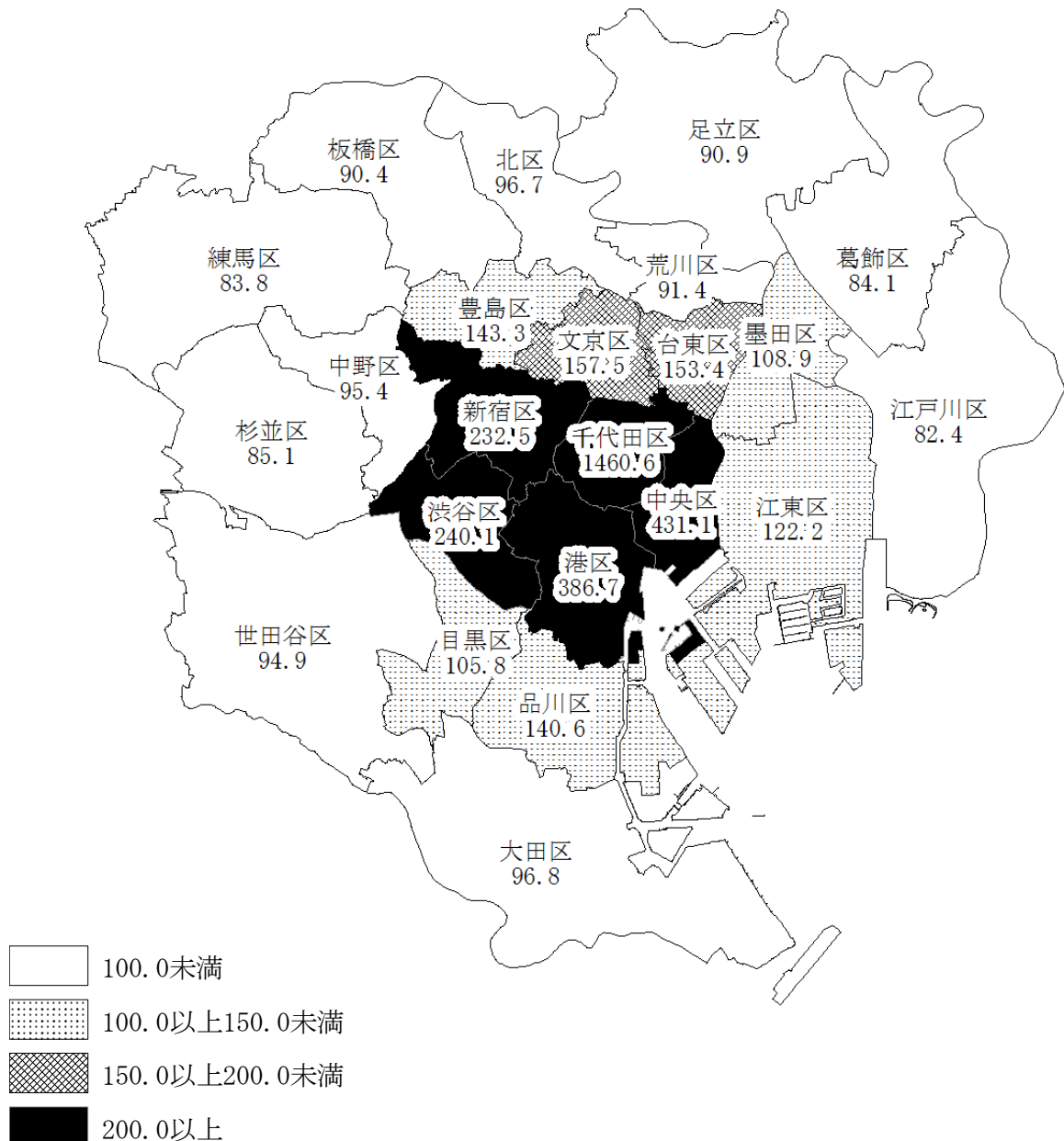
東京都特別区部の昼夜間人口比率は、千代田区が1460.6と最も高く、江戸川区が82.4と最も低い

東京都特別区部の昼間人口を区別にみると、港区が94万785人と最も多く、次いで、世田谷区が85万6870人、千代田区が85万3068人などとなっている。

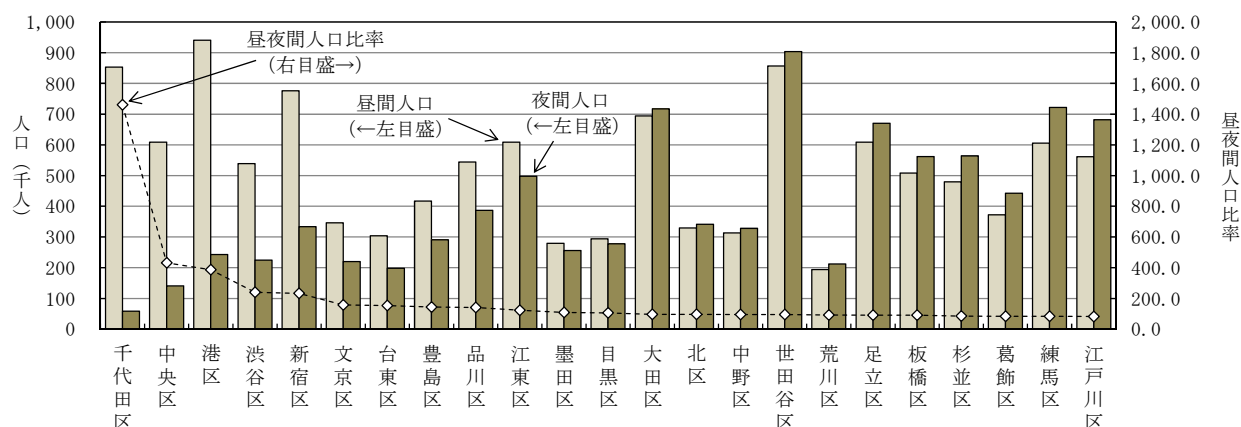
昼夜間人口比率をみると、千代田区が1460.6と最も高く、次いで、中央区が431.1、港区が386.7などとなっており、12区が100を上回っている。一方、江戸川区が82.4と最も低く、次いで、練馬区が83.8、葛飾区が84.1などとなっており、11区が100を下回っている。

(図Ⅲ-2-2, 図Ⅲ-2-3, 表Ⅲ-2-2)

図Ⅲ-2-2 昼夜間人口比率—東京都特別区部 (平成27年)



図Ⅲ－２－３ 昼間人口、夜間人口及び昼夜間人口比率－東京都特別区部(平成27年)



表Ⅲ－２－２ 昼間人口、夜間人口及び昼夜間人口比率－東京都特別区部(平成22年, 27年)

順位 <sup>1)</sup>	区	昼間人口 (千人)		夜間人口 (千人)		昼夜間人口比率	
		平成27年	22年	平成27年	22年	平成27年	22年
	特別区部	12,034	11,712	9,273	8,946	129.8	130.9
1 (1)	千代田区	853	819	58	47	1,460.6	1,738.8
2 (2)	中央区	609	606	141	123	431.1	493.6
3 (3)	港区	941	886	243	205	386.7	432.0
4 (4)	渋谷区	539	521	225	204	240.1	254.6
5 (5)	新宿区	776	750	334	326	232.5	229.9
6 (7)	文京区	346	345	220	207	157.5	167.2
7 (6)	台東区	304	295	198	176	153.4	167.5
8 (8)	豊島区	417	423	291	285	143.3	148.6
9 (9)	品川区	544	527	387	365	140.6	144.3
10 (10)	江東区	609	549	498	461	122.2	119.1
11 (11)	墨田区	279	279	256	248	108.9	112.8
12 (12)	目黒区	294	293	278	268	105.8	109.3
13 (13)	大田区	694	684	717	693	96.8	98.7
14 (14)	北区	330	322	341	336	96.7	95.8
15 (18)	中野区	313	289	328	315	95.4	91.9
16 (16)	世田谷区	857	813	903	877	94.9	92.7
17 (15)	荒川区	194	192	212	203	91.4	94.3
18 (19)	足立区	609	609	670	683	90.9	89.1
19 (17)	板橋区	508	494	562	536	90.4	92.1
20 (20)	杉並区	480	480	564	550	85.1	87.4
21 (21)	葛飾区	372	376	443	443	84.1	85.0
22 (23)	練馬区	605	588	722	716	83.8	82.1
23 (22)	江戸川区	561	571	681	679	82.4	84.1

1) 平成27年の昼夜間人口比率による。なお、( )は、平成22年の昼夜間人口比率による。

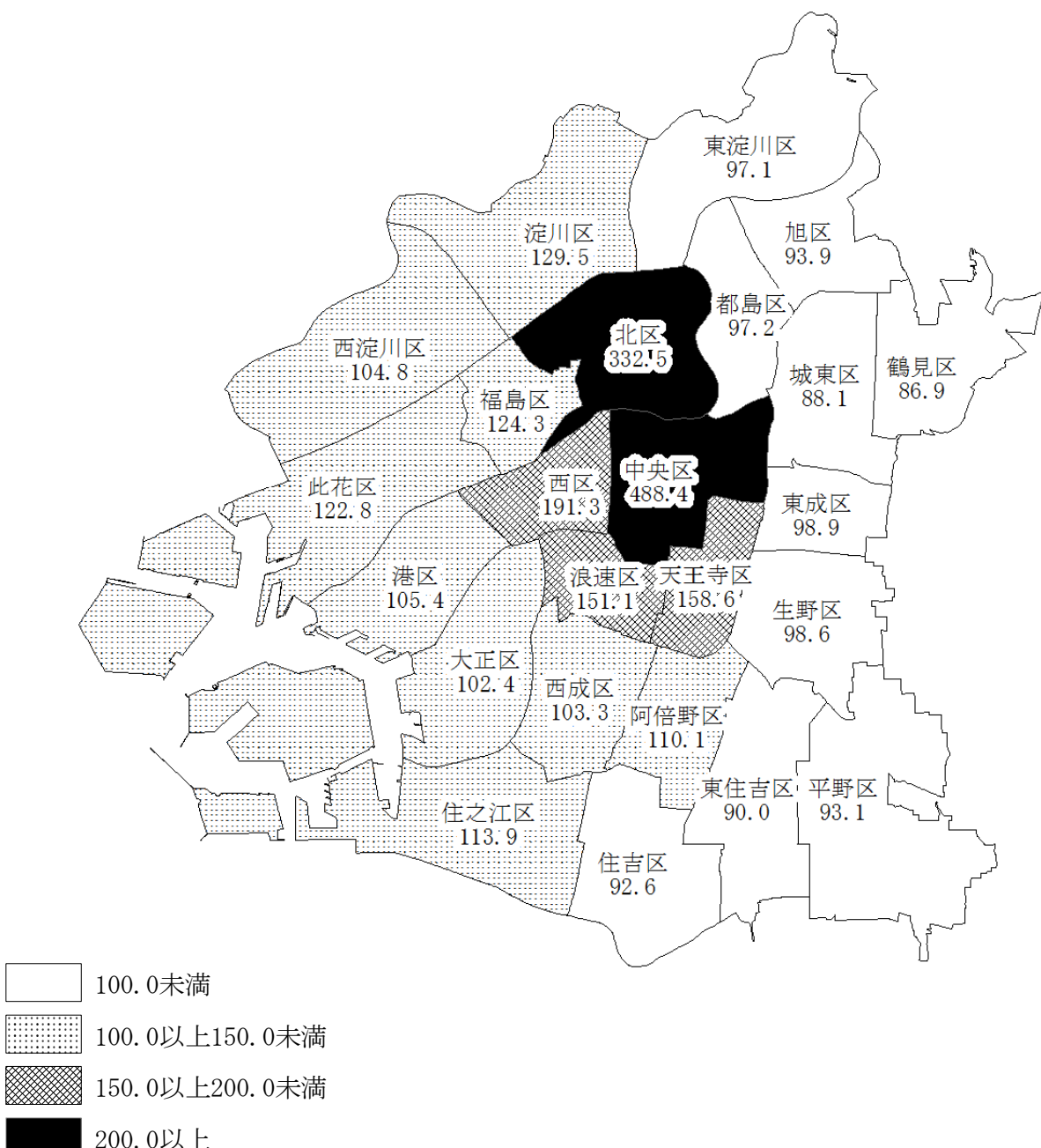
大阪府大阪市の昼夜間人口比率は、中央区が488.4と最も高く、鶴見区が86.9と最も低い

大阪府大阪市の昼間人口を区別にみると、中央区が45万4554人と最も多く、次いで、北区が41万1133人、淀川区が22万8116人などとなっている。

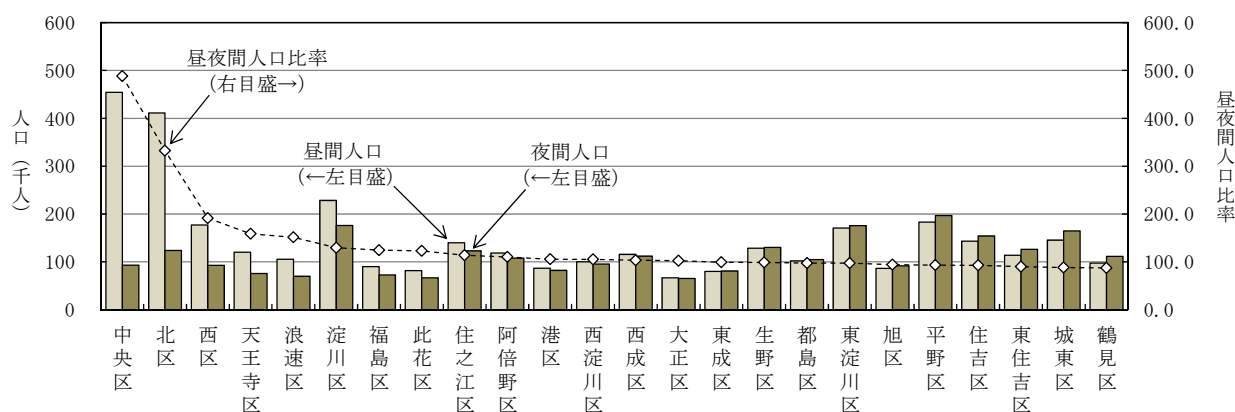
昼夜間人口比率をみると、中央区が488.4と最も高く、次いで、北区が332.5、西区が191.3などとなっており、14区が100を上回っている。一方、鶴見区が86.9と最も低く、次いで、城東区が88.1、東住吉区が90.0などとなっており、10区が100を下回っている。

(図Ⅲ-2-4, 図Ⅲ-2-5, 表Ⅲ-2-3)

図Ⅲ-2-4 昼夜間人口比率—大阪府大阪市（平成27年）



図Ⅲ－２－５ 昼間人口，夜間人口及び昼夜間人口比率－大阪府大阪市(平成27年)



表Ⅲ－２－３ 昼間人口，夜間人口及び昼夜間人口比率－大阪府大阪市(平成22年, 27年)

順位 <sup>1)</sup>	区	昼間人口 (千人)		夜間人口 (千人)		昼夜間人口比率	
		平成27年	22年	平成27年	22年	平成27年	22年
	大 阪 市	3,543	3,539	2,691	2,665	131.7	132.8
1 (1)	中 央 区	455	466	93	79	488.4	591.9
2 (2)	北 区	411	383	124	110	332.5	346.7
3 (3)	西 区	177	178	92	83	191.3	213.9
4 (4)	天 王 寺 区	120	116	76	70	158.6	166.9
5 (5)	浪 速 区	105	97	70	62	151.1	157.4
6 (7)	淀 川 区	228	222	176	172	129.5	128.8
7 (6)	福 島 区	90	90	72	67	124.3	133.4
8 (8)	此 花 区	82	79	67	66	122.8	120.4
9 (9)	住 之 江 区	140	141	123	127	113.9	110.7
10 (10)	阿 倍 野 区	118	115	108	106	110.1	108.3
11 (11)	港 区	87	91	82	85	105.4	106.7
12 (13)	西 淀 川 区	100	101	95	98	104.8	103.6
13 (14)	西 成 区	116	126	112	122	103.3	103.3
14 (12)	大 正 区	67	73	65	70	102.4	104.3
15 (15)	東 成 区	80	81	81	80	98.9	101.5
16 (16)	生 野 区	128	132	130	134	98.6	98.4
17 (17)	都 島 区	102	101	105	103	97.2	98.1
18 (18)	東 淀 川 区	170	167	176	177	97.1	94.4
19 (20)	旭 区	86	86	92	92	93.9	93.3
20 (19)	平 野 区	183	187	197	200	93.1	93.5
21 (21)	住 吉 区	143	142	154	156	92.6	91.6
22 (23)	東 住 吉 区	114	117	126	131	90.0	89.8
23 (22)	城 東 区	145	150	165	166	88.1	90.4
24 (24)	鶴 見 区	97	99	112	111	86.9	88.6

1) 平成27年の昼夜間人口比率による。なお、( )は、平成22年の昼夜間人口比率による。



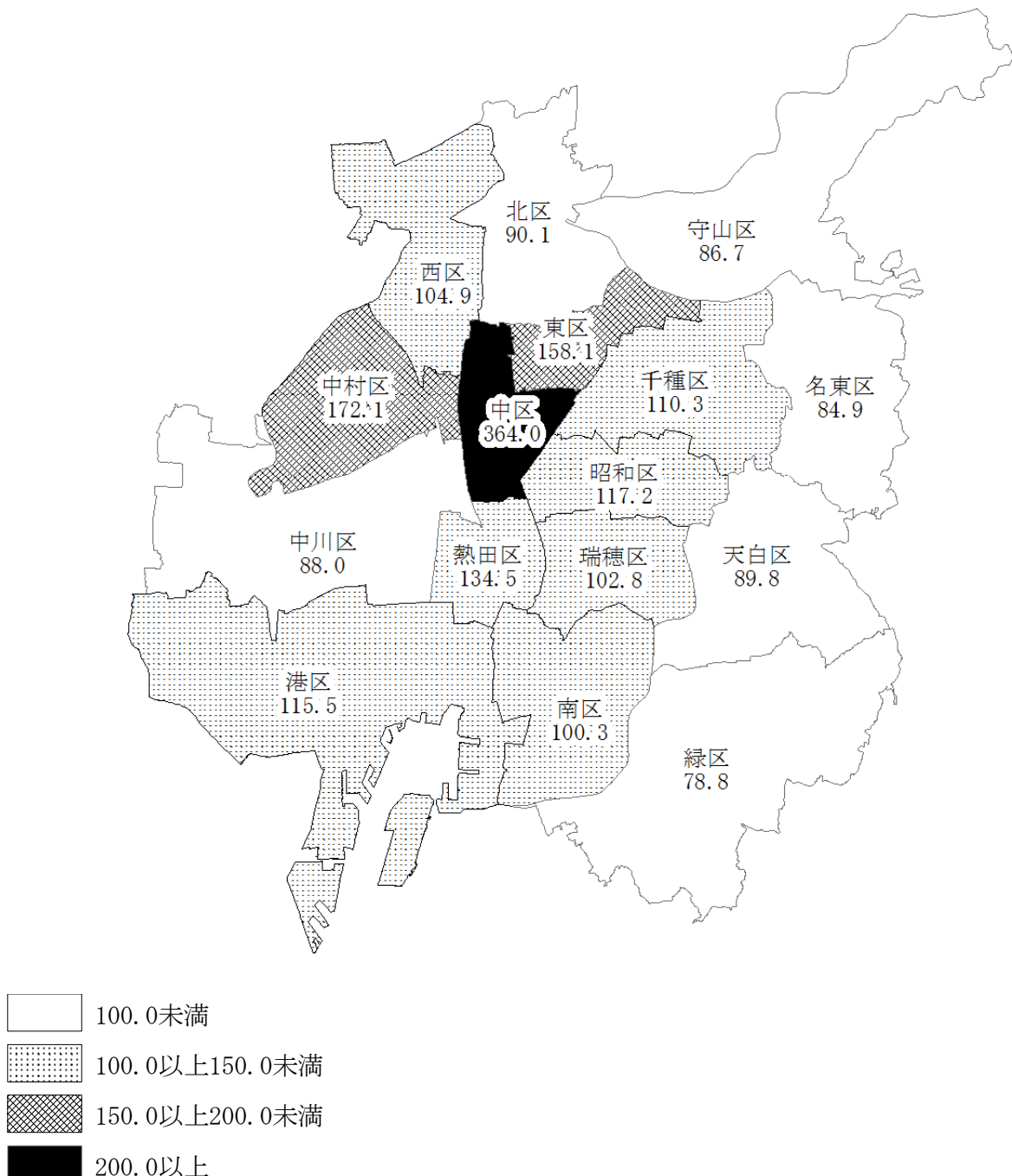
愛知県名古屋市の昼夜間人口比率は、中区が 364.0 と最も高く、緑区が 78.8 と最も低い

愛知県名古屋市の昼間人口を区別にみると、中区が 30 万 2822 人と最も多く、次いで、中村区が 22 万 9194 人、中川区が 19 万 3815 人などとなっている。

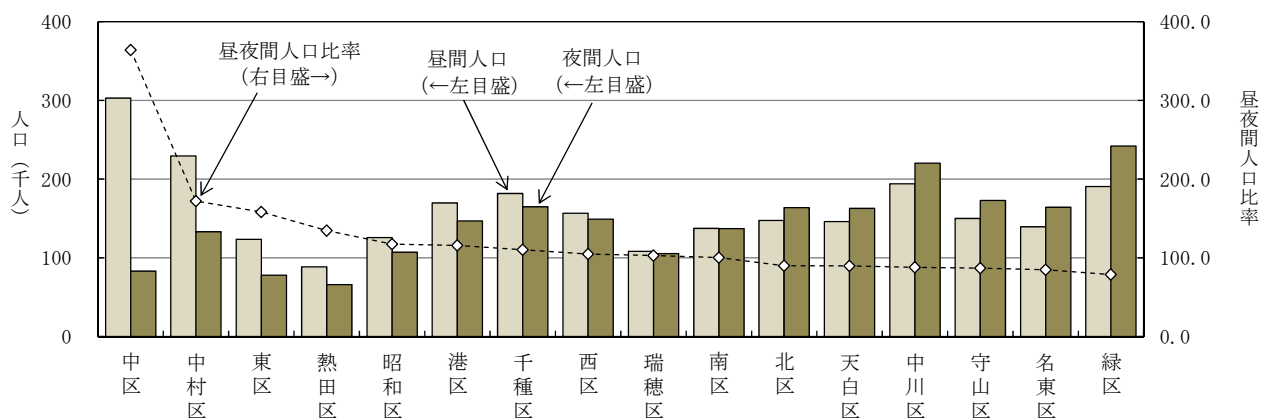
昼夜間人口比率をみると、中区が 364.0 と最も高く、次いで、中村区が 172.1、東区が 158.1 などとなっており、10 区が 100 を上回っている。一方、緑区が 78.8 と最も低く、次いで、名東区が 84.9、守山区が 86.7 などとなっており、6 区が 100 を下回っている。

(図Ⅲ-2-6, 図Ⅲ-2-7, 表Ⅲ-2-4)

図Ⅲ-2-6 昼夜間人口比率—愛知県名古屋市（平成 27 年）



図Ⅲ－２－７ 昼間人口、夜間人口及び昼夜間人口比率－愛知県名古屋市（平成27年）



表Ⅲ－２－４ 昼間人口、夜間人口及び昼夜間人口比率－愛知県名古屋市（平成22年, 27年）

順位 <sup>1)</sup>	区	昼間人口 (千人)		夜間人口 (千人)		昼夜間人口比率	
		平成27年	22年	平成27年	22年	平成27年	22年
	名古屋市	2,590	2,569	2,296	2,264	112.8	113.5
1 (1)	中区	303	297	83	78	364.0	379.1
2 (2)	中村区	229	226	133	136	172.1	166.2
3 (3)	東区	123	119	78	73	158.1	162.0
4 (4)	熱田区	89	88	66	65	134.5	135.2
5 (5)	昭和区	126	123	107	106	117.2	116.6
6 (6)	港区	170	170	147	149	115.5	114.1
7 (7)	千種区	182	179	165	160	110.3	112.1
8 (8)	西区	156	159	149	145	104.9	109.4
9 (9)	瑞穂区	108	107	105	105	102.8	102.0
10 (10)	南区	137	142	137	141	100.3	100.4
11 (13)	北区	147	148	164	166	90.1	89.2
12 (11)	天白区	146	143	163	159	89.8	89.9
13 (12)	中川区	194	199	220	222	88.0	89.6
14 (15)	守山区	150	146	173	169	86.7	86.9
15 (14)	名東区	139	140	164	161	84.9	86.9
16 (16)	緑区	191	184	242	230	78.8	80.0

1) 平成27年の昼夜間人口比率による。なお、( ) は、平成22年の昼夜間人口比率による。

### 3 市区町村別昼夜間人口比率

昼夜間人口比率は、東京都千代田区が 1460.6 と最も高く、宮城県七ヶ浜町が 68.6 と最も低い

昼夜間人口比率を市区町村別にみると、東京都千代田区が 1460.6 と最も高く、次いで、大阪府中央区が 488.4、東京都中央区が 431.1 などとなっている。

一方、宮城県七ヶ浜町が 68.6 と最も低く、次いで、大阪府豊能町が 69.8、千葉県栄町が 71.1 などとなっている。

(表Ⅲ－3－1)

表Ⅲ－3－1 昼間人口、夜間人口及び昼夜間人口比率－上位 30 市区町村（平成 27 年）

昼夜間人口比率の高い市区町村					昼夜間人口比率の低い市区町村				
順位	市区町村	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼夜間 人口比率	順位	市区町村	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼夜間 人口比率
1	東京都 千代田区	853,068	58,406	1,460.6	1	宮城県 七ヶ浜町	12,795	18,652	68.6
2	大阪府 大阪市 中央区	454,554	93,069	488.4	2	大阪府 豊能町	13,923	19,934	69.8
3	東京都 中央区	608,603	141,183	431.1	3	千葉県 栄町	15,092	21,228	71.1
4	東京都 港区	940,785	243,283	386.7	4	山梨県 西桂町	3,113	4,342	71.7
5	愛知県 名古屋市 中区	302,822	83,203	364.0	5	富山県 舟橋村	2,162	2,982	72.5
6	大阪府 大阪市 北区	411,133	123,667	332.5	6	山形県 中山町	8,293	11,363	73.0
7	愛知県 飛島村	14,004	4,397	318.5	7	石川県 内灘町	19,764	26,987	73.2
8	福島県 檜葉町	3,002	975	307.9	8	神奈川県 二宮町	20,812	28,378	73.3
9	東京都 渋谷区	539,109	224,533	240.1	9	神奈川県 川崎市 宮前区	165,620	225,594	73.4
10	東京都 新宿区	775,549	333,560	232.5	10	東京都 狛江市	59,204	80,249	73.8
11	兵庫県 神戸市 中央区	285,642	135,153	211.3	11	埼玉県 富士見市	79,986	108,102	74.0
12	栃木県 芳賀町	29,451	15,189	193.9	12	愛知県 大治町	23,020	30,990	74.3
13	大阪府 大阪市 西区	176,835	92,430	191.3	13	神奈川県 真鶴町	5,470	7,333	74.6
14	神奈川県 横浜市 西区	183,315	98,532	186.0	14	茨城県 利根町	12,173	16,313	74.6
15	京都府 久御山町	28,086	15,805	177.7	15	千葉県 流山市	130,524	174,373	74.9
16	北海道 泊村	3,079	1,771	173.9	16	神奈川県 葉山町	24,059	32,096	75.0
17	宮城県 大衡村	9,911	5,703	173.8	17	和歌山県 日高町	5,737	7,641	75.1
18	広島県 広島市 中区	235,161	136,640	172.1	18	奈良県 平群町	14,189	18,883	75.1
19	愛知県 名古屋市 中村区	229,194	133,206	172.1	19	埼玉県 さいたま市 南区	135,717	180,152	75.3
20	京都府 京都市 下京区	138,572	82,668	167.6	20	千葉県 大網白里市	37,099	49,184	75.4
21	福岡県 福岡市 博多区	381,926	228,441	167.2	21	山形県 山辺町	10,848	14,369	75.5
22	北海道 札幌市 中央区	386,602	237,627	162.7	22	青森県 階上町	10,593	14,025	75.5
23	神奈川県 横浜市 中区	239,067	148,312	161.2	23	石川県 津幡町	28,028	36,968	75.8
24	大阪府 大阪市 天王寺区	120,107	75,729	158.6	24	長崎県 長与町	32,281	42,548	75.9
25	愛知県 名古屋市 東区	123,417	78,043	158.1	25	茨城県 城里町	15,029	19,800	75.9
26	東京都 文京区	346,132	219,724	157.5	26	大阪府 島本町	22,790	29,983	76.0
27	福岡県 福岡市 中央区	296,992	192,688	154.1	27	神奈川県 横浜市 青葉区	236,079	309,692	76.2
28	東京都 台東区	303,931	198,073	153.4	28	群馬県 吉岡町	16,081	21,080	76.3
29	神奈川県 箱根町	17,853	11,786	151.5	29	兵庫県 猪名川町	23,541	30,838	76.3
30	大阪府 大阪市 浪速区	105,451	69,766	151.1	30	奈良県 三宅町	5,229	6,836	76.5

注) 原子力災害により、全域が避難指示区域である町村を除く。



## 参 考

# 平成 27 年国勢調査の概要

## 調査の目的

国勢調査は、我が国の人口、世帯、産業構造等の実態を明らかにし、国及び地方公共団体における各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として行われる国の最も基本的な統計調査である。調査は大正 9 年以來ほぼ 5 年ごとに行われており、平成 27 年国勢調査はその 20 回目に当たる。

## 調査の時期

平成 27 年国勢調査は、平成 27 年 10 月 1 日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われた。

## 調査の法的根拠

平成 27 年国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定並びに次の政令及び総務省令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）

国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和 59 年総理府令第 24 号）

## 調査の地域

平成 27 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

## 調査の対象

平成 27 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校若しくは同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園に在学し

ている者で、通学のために寄宿舎，下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊しているもの その宿泊している施設

- 2 病院又は診療所に引き続き3か月以上入院している者 その病院又は診療所
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で、陸上に生活の本拠を有するもの その生活の本拠
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者 その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所，少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者 その刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めて全て調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

## 調査事項

平成27年国勢調査では、男女の別、出生の年月など世帯員に関する事項を13項目、世帯の種類、世帯員の数など世帯に関する事項を4項目、計17項目について調査した。

## 調査の方法

平成27年国勢調査は、総務省統計局－都道府県－市区町村－国勢調査指導員－国勢調査員－世帯の流れにより行った。

総務大臣により任命された約70万人の国勢調査員が、「インターネット回答の利用案内」を世帯ごとに配布した。インターネットによる回答の無かった世帯に対しては、紙の「調査票」を配布し、世帯が調査票に記入した上で、調査員への提出又は郵送による提出のいずれかを選択する方法により行った。

## 集計体系及び結果の公表・提供等

集計体系及び結果の公表・提供等については、「平成27年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧」（次ページ）を参照のこと。

平成27年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧

集計区分		集計内容	産業分類	職業分類	集計対象	表章地域	全国結果の公表時期( )は予定	結果の公表及び提供の方法
速報集計	人口速報集計 (要計表による人口集計)	男女別人口及び世帯数の早期提供	—	—	全数	全国, 都道府県, 市区町村	平成28年2月26日	インターネットを利用する方法等によって公表。 人口は公表日に官報に公示。
	抽出速報集計	全調査事項に係る主要な結果の早期提供	小分類	小分類	約1/100	全国, 都道府県, 人口20万以上の市	平成28年6月29日	インターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行(平成28年9月)。
基本集計	人口等基本集計	人口、世帯、住居に関する結果及び外国人、高齢者世帯等に関する結果	—	—	全数	全国, 都道府県, 市区町村	平成28年10月26日	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。 人口等基本集計の人口及び世帯数(確定人口・世帯数)は公表後に官報に公示。
	就業状態等基本集計	人口の労働力状態、夫婦、子供のいる世帯等の産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類			平成29年4月26日	集計が完了した都道府県から順次、インターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。
	世帯構造等基本集計	母子・父子世帯、親子の同居等の世帯の状況に関する結果	大分類	大分類			(平成29年9月)	
抽出詳細集計		就業者の産業・職業小分類別構成等に関する詳細な結果	小分類	小分類	抽出	全国, 都道府県, 市区町村	(平成29年12月)	集計が完了した都道府県から順次、インターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。
従業地・通学地集計	従業地・通学地による人口・就業状態等集計	従業地・通学地による人口の基本的構成及び就業者の産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類	全数	全国, 都道府県, 市区町村	平成29年6月28日	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。
	従業地・通学地による抽出詳細集計	従業地による就業者の産業・職業中分類別構成に関する詳細な結果	中分類	中分類	抽出	全国, 都道府県, 人口10万以上の市	(平成29年12月)	
人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計	人口の転出入状況に関する結果	—	—	全数	全国、都道府県, 市区町村	平成29年1月27日	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。
	移動人口の就業状態等集計	移動人口の労働力状態、産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類		全国、都道府県, 市区町村	(平成29年7月)	
小地域集計	人口等基本集計に関する集計	人口、世帯、住居に関する基本的な事項の結果	—	—	全数	町丁・字等, 基本単位区, 地域メッシュ	平成29年1月27日	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。
	就業状態等基本集計に関する集計	人口の労働力状態及び就業者の産業・職業大分類別構成に関する基本的な事項の結果	大分類	大分類			平成29年5月30日	
	世帯構造等基本集計に関する集計	世帯の状況に関する基本的な事項の結果	—	—			該当する基本集計等の公表後に集計し、地理データ等を活用して秘匿処理を施した上で、速やかに公表。	
	従業地・通学地による人口・就業状態等集計に関する集計	常住地による従業地・通学地に関する基本的な事項の結果	—	—				
	移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	5年前の常住地に関する基本的な事項の結果	—	—			平成29年5月30日	

1) 「産業分類」及び「職業分類」欄は、該当する分類を用いた集計結果があることを示す。  
 2) 「表章地域」欄は、該当集計区分で集計する地域を表しているが、必ずしも全ての統計表がその地域まで集計されるわけではない。





問合せ先



## 総務省統計局

統計調査部 国勢統計課 審査発表係

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号

TEL : (代表) 03(5273)2020 内線34399  
(直通) 03(5273)1156

FAX : 03(5273)1552

Eメール : c-shinsa@soumu.go.jp

ホームページ

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/index.htm>

この冊子は、次のURLからダウンロードできます。

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/kekka.htm>

「政府統計の総合窓口 (e-Stat)」(<http://www.e-stat.go.jp/>)でも、統計データ等の各種統計情報が御覧いただけます。

本冊子に掲載されたデータを引用・転載する場合には、出典の表記をお願いいたします。

(例 : 出典 : 「平成27年国勢調査結果」(総務省統計局))

\* 結果の概要は、統計メールニュースでも配信しています。

メールニュースのお申込みは、統計局ホームページから。

国勢調査

検索

